

様式第16号(第12条関係)



令和4年4月25日

三豊市長 山下昭史 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
	代表者氏名	理事長 綾 恭司
	電話番号	0875-73-6228

### 地域内分権推進交付金実績報告書

令和3年4月19日付け三政地第85号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

1 実績報告額 10,751,141円

#### 2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

# 令和3年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書

(令和3年4月1日 ~令和4年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

## 1 事業の成果

- (1) コロナ禍で施設の利用ができない期間があり事業が縮小または中止になったが、住民のみなさんと共に活動を行ってきた。それぞれ課題解決を行いながら、一応の成果があった。
- (2) 自主事業は、地域活性部・健康福祉部・環境文化部・イベント推進部を中心に活動した。これらの自主事業は継続とし、今後も成果を期待したい。また、今年度初めて魅力ある地域づくり団体の補助金を活用し「里山 Map 及び案内板パネル」を作成した。
- (3) 移譲業務は、順調に業務処理できた。

## 2 個別事業報告書

### (1) 自主事業

#### 地域活性部

事業名	シェア畑と休耕田の活用			
事業内容	休耕田では感染症対策のため規模を縮小し幼稚園児対象に野菜の収穫体験を行った。またシェア畑は5組が利用した。さらに借地の一部返還を行った。 (土づくりは感染防止のため中止)			
実施日時	通年			
実施場所	町内各休耕田			
参加者・受益者	近郊住民（シェア畑利用5組）			
役務提供者	役員・会員（実人数 15人）			
決算額	収入決算額	143,437円	支出決算額	143,437円
	内訳 受取交付金	138,437円	内訳 諸謝金	3,000円
	受取負担金	5,000円	通信運搬費	588円
			消耗品費	107,219円
			食料費	2,640円
			燃料費	2,000円
		賃借料	27,990円	

事業名	吉津あさぎまだらを迎える会			
事業内容	子どもたちが自然観察学習できるよう、休耕田にアサギマダラが好むフジバカマの苗を植える準備を行った。また一部にじゃがいもを植え収穫体験用に整備した。			
実施日時	2月6日			
実施場所	吉津休耕田			
参加者・受益者	5人			
役務提供者	役員・会員(実人数3人)			
決算額	収入決算額	21,868円	支出決算額	21,868円
	内訳 受取交付金	21,868円	内訳 消耗品費	21,868円

事業名	荏胡麻の栽培促進			
事業内容	休耕田を利用して、健康に良い荏胡麻の栽培を促進し、栽培者の増加と面積の拡大に取り組み健康づくりに役立てた。			
実施日時	通年(5/31種蒔き・7/7定植・9/21草抜)			
実施場所	町内休耕田			
参加者・受益者	作付者10人			
役務提供者	11・9・4 役員・会員(実人数14人) (延人数24人)			
決算額	収入決算額	18,664円	支出決算額	18,664円
	内訳 受取交付金	18,664円	内訳 消耗品費	18,664円

事業名	野菜収穫体験			
事業内容	地元企業の協力により収穫しない野菜の提供を受けて、親子で食品ロスについて学びながら収穫体験を行った。			
実施日時	7月4日			
実施場所	三野町下高瀬地区の畑			
参加者・受益者	34人(10組)			
役務提供者	7人 役員・会員			
決算額	収入決算額	3,400円	支出決算額	3,200円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 保険料	1,148円
	内訳 受取負担金(参加費)	3,400円	内訳 諸謝金	2,052円

環境文化部

事業名	学校教育を通じた環境美化活動			
事業内容	町内の各学校施設のプールやトイレにEM発酵液を用いて清掃等に活用し、自然に配慮した環境美化活動を周知した。			
実施日時	10月14日・26日（EM発酵液作りは通年）			
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校			
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA			
役務提供者	（実人数 15人） （延人数 130人）			
決算額	収入決算額	100,000円	支出決算額	100,000円
	内訳 受取交付金	100,000円	内訳 業務委託費	100,000円

事業名	里山整備推進事業			
事業内容	町内9つの団体が、里山に親しめるよう各山の整備を行った。また、「みの里山の日」イベントを開催した。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内の里山			
参加者・受益者	とんざり山 29人 北村 110人 真山 50人 真平山 107人 貴峰山 34人 聖天山 94人 前山 10人 火上山 6人 松棟山 26人 （延人数 466人）			
役務提供者	スタッフ会議：6/24 14人・11/11 12人 里山の日打合：2/9 5人 役員・事務局（実人数 6人）			
決算額	収入決算額	464,403円	支出決算額	464,403円
	内訳 受取交付金	464,403円	内訳 会議費	2,640円
			通信運搬費	1,798円
			消耗品費	345,339円
			食糧費（活動飲物）	30,988円
			修繕費	916円
			燃料費	23,752円
			保険料	57,770円
		租税公課	1,200円	

事業名	里山 Map 及び案内板パネル作成			
事業内容	補助金を活用し、町内の里山ハイキングマップを作成・配布した。また、案内用のパネルも設置した。			
実施日時	令和3年5月～令和4年1月			
実施場所	町内里山			
参加者・受益者	町民			
役務提供者	会員・役員・事務局（実人数 3人）			
決算額	収入決算額	304,028 円	支出決算額	304,028 円
	内訳 受取交付金	105,028 円	内訳 業務委託費	27,000 円
	受取補助金	199,000 円	印刷製本費	179,520 円
			会議費	2,640 円
			旅費交通費	2,040 円
			通信運搬費	2,826 円
			消耗品費	90,002 円

事業名	生活環境支援事業			
事業内容	古紙等の持込収集と三野町環境美化運動を実施した。			
実施日時	10月9日・2月6日・3月12日			
実施場所	下高瀬小学校駐車場			
参加者・受益者	町民			
役務提供者	10人・5人・9人	会員・役員・事務局（実人数10人） （延人数24人）		
決算額	収入額	169,227 円	支出決算額	57,168 円
	内訳 受取補助金	102,600 円	内訳 諸謝金	45,000 円
	雑収益(未収金含)	66,627 円	消耗品費	6,888 円
	収益 169,227 円 (内 未収金 32,747 円)		食糧費(活動用飲物)	5,280 円
	支出 57,168 円 (自主財源)			
	差額	112,059 円		

事業名	グリーンカーテン			
事業内容	放課後児童クラブの子供たちと先生の協力で、ゴーヤを中心にグリーンカーテンを作り、エコ活動と環境学習に役立てた。また冬場は地域の方からの苗の提供で野菜のガーデニングづくりを行った。			
実施日時	通年 (6/5 土作り・6/8 植付・10/13 撤去・10/29 植付)			
実施場所	はつらつセンター花壇			
参加者・受益者	大見放課後児童クラブ			
役務提供者	役員・会員 (実人数 6人)			
決算額	収入決算額	31,072 円	支出決算額	31,072 円
	内訳 受取交付金	31,072 円	内訳 消耗品費	31,072 円

## 健康福祉部

事業名	健康料理教室			
事業内容	(新型コロナウイルス感染防止のため中止)			
実施日時				
実施場所				
参加者・受益者	(延人数 人)			
役務提供者	(実人数 人) 役員・事務局 (延人数 人)			
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額	0 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 業務委託費	0 円
	受取負担金(参加費)	0 円	消耗品費	0 円

事業名	お助け隊			
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、草取りや掃除及び通院支援等の生活支援活動を行った。			
実施日時	通年 (支援日数 85 日 総支援時間 170 時間)			
実施場所	支援者要望地			
参加者・受益者	支援登録者 13 人 (延 115 人)			
役務提供者	ボランティア 8 人			
決算額	収入決算額	149,618 円	支出決算額	149,618 円
	内訳 受取交付金	105,983 円	内訳 給料手当	149,618 円
	受取負担金	43,635 円		

事業名	市民集いの場作り		
事業内容	感染予防に注意しながら、縮小して毎月開催のイベントを行った。また長期休暇には感染対策を行い子ども対象のイベントも開催した。(一部中止)		
実施日時	通年		
実施場所	みの元気塾(三野町太陽の家)		
参加者・受益者	市民 (延人数 650人)		
役務提供者	イベント講師・ボランティア (実人数 40人)		
決算額	収入決算額	115,801円	支出決算額 115,801円
	内訳 受取交付金	115,801円	内訳 業務委託費 59,000円
			諸謝金 20,000円
			消耗品費 36,801円

事業名	オレンジかふえみの		
事業内容	認知症に不安をもつ高齢者やその家族の集いの場を確保し、専門家のお話や楽しい催しを開催したが、2月から中止となった。		
実施日時	11月10日・12月1日・1月12日		
実施場所	太陽の家		
参加者・受益者	6・3・5		
役務提供者	8・5・7 (実人数 14人) (延人数 20人)		
決算額	収入決算額	30,159円	支出決算額 30,159円
	内訳 受取交付金	689円	内訳 諸謝金 11,000円
	受取負担金(参加費)	1,400円	消耗品費 17,759円
	受託事業収益	28,070円	支払手数料 1,400円

事業名	みの生活カレンダー		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を集約し、生活カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1 (実人数 4人) (延人数 48人)		
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

イベント推進部

事業名	婚活イベント		
事業内容	香川県内在住の男女に、感染症対策のため人数制限を行い、出会いの機会を提供し3組のカップリングが成立、1組が成婚した。(3回計画し中止2回) (かがわ縁結び支援センター共催)		
実施日時	5月16日(感染防止中止)・11月7日(実施)・3月13日(参加者減中止)		
実施場所	宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者	23人		
役務提供者	10人 会員・役員・事務局(実人数10人) (延人数10人)		
決算額	収入決算額	225,764円	支出決算額 225,764円
	内訳 受取交付金	161,264円	内訳 諸謝金 5,000円
	受取負担金(参加費)	64,500円	印刷製本費 152,460円
			通信運搬費 6,082円
			消耗品費 44,938円
			食糧費 6,904円
			保険料 1,200円
		支払手数料 9,180円	

事業名	各種講演会		
事業内容	感染症対策を行い理学療法士による健康についての講演会を開催した。 (全3回コースを計画したが、中止2回) また、スマホ教室を開催した。		
実施日時	健康講座 1月12日・2月2日(中止)・3月2日(中止) スマホ教室 3月17日		
実施場所	生涯学習センター・インパルみの		
参加者・受益者	11人・15人		
役務提供者	2人・3人 役員・事務局(実人数4人) (延人数5人)		
決算額	収入決算額	19,288円	支出決算額 19,288円
	内訳 受取交付金	13,788円	内訳 諸謝金 8,000円
	受取負担金(参加費)	5,500円	消耗品費 6,888円
			賃借料 4,400円



事業名	研修講座・視察研修		
事業内容	新型コロナウイルス感染防止のため中止。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	(延人数 0人)		
役務提供者	役員 (実人数 0人) (延人数 0人)		
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳
	受取負担金(参加費)	0円	

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	495,000円	支出決算額 495,000円
	内訳 受取交付金	495,000円	内訳 支払助成金 495,000円 (@5,000×99自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 2件 ③環境美化の日（6月・10月中止）、視察研修（中止） ④三野町を美しくする運動（2/6）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	生涯学習センター、保健センター等の消耗品補充を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	77,577円	支出決算額 77,577円
	内訳 受取交付金	77,577円	内訳 消耗品費 77,577円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(4/9・7/5)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	10,560円	支出決算額 10,560円
	内訳 受取交付金	10,560円	内訳 食糧費(活動用飲物)10,560円

### 3 総会、理事会等の開催状況

会議名	通常総会
開催日時	令和3年4月16日(金) 13時30分～14時00分
出席状況	出席者数9名、書面議決数77名
審議及び議事内容	令和2年度事業報告及び収支決算報告について 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 役員改選について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年4月16日（金）19時00分～19時30分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	役員改選（理事長選定）について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年5月12日（水）
出 席 状 況	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（施設利用禁止）
審 議 及 び 議 事 内 容	部会編成について 携帯電話契約について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年6月21日（月）19時00分～20時10分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	部会編成について 携帯電話契約について えごまについて 里山マップについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年7月19日（月）19時00分～20時35分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	規程について えごまについて オレンジかふえ当番について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年8月20日（金）コロナ感染防止のため書面議決
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	令和4度事業計画（案）について 古紙布類等持込収集について 新規事業募集方法について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年9月13日（月）コロナ感染防止のため書面議決
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	古紙布類持込収集について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年10月18日（月）19時00分～20時55分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について 休耕田管理について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年11月15日（月）19時00分～21時30分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	休耕田について つくるフェスティバルについて 自主事業発表会について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和3年12月13日（月）19時00分～21時5分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について つくるフェスティバルについて 健康講座について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年1月19日（水）19時00分～20時40分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について 婚活について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年2月22日（火）コロナ感染防止のため書面議決
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	アサギマダラ提案書（再）について 令和4年度休耕田管理事業について 備品購入提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年3月22日(火) 19時00分～20時20分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	総会について

## 決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
理事長 綾 恭司 様

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 4年 4月 4日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 藤谷 静男 

監事 和泉 隆司 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1  
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
代表者の氏名 理事長 綾 恭司



# 決 算 報 告 書

第 5 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

香川県三豊市三野町下高瀬1978番地1

# 貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和4年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		前受交付金	1,248,859
小口現金	19,066	預り金(源泉所得税)	23,099
普通預金	2,575,065	流動負債計	1,271,958
現金・預金計	2,594,131	<b>負債合計</b>	<b>1,271,958</b>
(売上債権)		<b>正味財産の部</b>	
未収金	32,747	<b>【正味財産】</b>	
売上債権計	32,747	前期繰越正味財産額	1,564,282
流動資産合計	2,626,878	当期正味財産増減額	49,661
<b>【固定資産】</b>		正味財産計	1,613,943
(有形固定資産)		<b>正味財産合計</b>	<b>1,613,943</b>
構築物	129,160		
機械及び装置	129,863		
有形固定資産計	259,023		
固定資産合計	259,023		
<b>資産合計</b>	<b>2,885,901</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>2,885,901</b>



# 財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
全事業所

〔税込〕（単位：円）  
令和 4年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

（現金・預金）

小口 現金	19,066
普通 預金	<u>2,575,065</u>
現金・預金 計	2,594,131

（売上債権）

未 収 金	<u>32,747</u>
売上債権 計	<u>32,747</u>

流動資産合計 2,626,878

### 【固定資産】

（有形固定資産）

構 築 物	129,160
機械及び装置	<u>129,863</u>
有形固定資産 計	<u>259,023</u>

固定資産合計 259,023

資産の部 合計 2,885,901

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受交付金	1,248,859
預り金（源泉所得税）	<u>23,099</u>
流動負債 計	<u>1,271,958</u>

負債の部 合計 1,271,958

正味財産 1,613,943

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取助成金等】

受取負担金 123,435

受取補助金 301,600

受取交付金 10,751,141

### 【事業収益】

受託事業収益 28,070

その他事業収益 5,324

### 【その他収益】

受取 利息 31

雑 収 益 66,627

経常収益 計

11,276,228

## 【経常費用】

### 【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 149,618

人件費計 149,618

(その他経費)

業務委託費(事業) 186,000

諸 謝 金(事業) 94,052

印刷製本費(事業) 331,980

会 議 費(事業) 5,280

旅費交通費(事業) 2,040

通信運搬費(事業) 11,294

消耗品 費(事業) 805,015

食 糧 費(事業) 56,372

修繕費(事業) 916

施設燃料費(事業) 25,752

賃 借 料(事業) 32,390

保 險 料(事業) 60,118

租税 公課(事業) 1,200

支払手数料(事業) 10,580

支払助成金 495,000

その他経費計 2,117,989

事業費 計

2,267,607

### 【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,380,660

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 540,000

法定福利費 890,970

人件費計 7,475,630

(その他経費)

印刷製本費 133,586

会 議 費 13,200

車両燃料費 18,785

# 損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日

通信運搬費	261,190	
消耗品 費	246,597	
水道光熱費	42,700	
減価償却費	108,347	
保 険 料	145,754	
諸 会 費	3,000	
リース 料	366,696	
租税 公課	6,300	
業務委託料	134,500	
支払手数料	2,673	
その他経費計	<u>1,483,328</u>	
管理費 計		<u>8,958,958</u>
経常費用 計		<u>11,226,565</u>
当期経常増減額		49,663
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	<u>2</u>	
経常外費用 計		2
税引前当期正味財産増減額		<u>49,661</u>
当期正味財産増減額		49,661
前期繰越正味財産額		<u>1,564,282</u>
次期繰越正味財産額		<u>1,613,943</u>

全役員名簿

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	綾 恭司	三野町下高瀬430番地3	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	滝口 直樹	三野町大見甲2416番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
副理事長	三好 章由	三野町大見甲1301番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	石井 多江子	三野町下高瀬1902番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	田尾 眞弓	三野町大見甲4760番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	丸岡 睦好	三野町下高瀬533番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
理事	横澤 明良	三野町下高瀬1245番地1	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	無
監事	和泉 隆司	三野町吉津甲388番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
監事	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日

# 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体  
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
  - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)



第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	公正
副理事長	細川	芳樹
副理事長	藤谷	静男
理事	綾	弘彰
同	和泉	邦一
同	市村	光利
同	岡田	早江子
同	関	敬三
同	則包	哲生
同	藤田	恵子
同	堀家	覚

同 前田 俊夫  
同 三木 茂  
監事 丸岡 英明  
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

これは、定款の原本と相違ありません。

香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1  
特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの  
理事長 綾 恭司

